

# 必然系と可能系のモダリティ

—条件接続表現によるモダリティ形式を例に—

田 村 直 子

## 1. はじめに

ナケレバイケナイ、タライイ、テモイイ等は日本語のモダリティ形式で、形態的にはバ、タラ、テモ等の条件接続表現とイイやイケナイなどの肯定/否定表現の組み合わせから成り立つ。これらは文法化の度合が高く、ひとまとまりで一モダリティ形式と見なされる。一方では、前件部分と後件部分の組み合わせり方がこれらの形式の間に存在するなんらかの関係を反映するのではないか、と思わせる現象もある。次の例は、ナケレバイケナイやテモイイ、ナクテモイイが否定を介して一定の関係にあることを示す。

(1) Q: 物理を履修しなければいけないですか？

A: いいえ、物理を履修しなければいけないのではなくて、履修してもしなくてもいいんです。

本稿ではこれらの形式同士の関係を整理し、必然系と可能系のモダリティという二分類を提案する。論拠には条件/譲歩表現と考察対象の形態的、意味的類似性、及び条件/譲歩表現の相対関係と必然/可能表現の相対関係の平行性を挙げる。さらに考察対象の用法の重複と相違点を必然/可能性の観点から説明し、同分類を語用論的に検証する。

## 2. 先行研究

モダリティの研究は、一つのモダリティ形式に一つの意味を認める単義論的研究と複数の意味を認める多義論的研究に二分される。単義論的立場ではモダリティ形式の持つ様々な用法と、形式に内在する語彙の意味とを区別する。各用法は語彙の意味が使用文脈により解釈を受け派生するものとされる。可能性と必然性は語彙の意味の中心概念として設定され、各種用法の統一的説明、及びモダリティ形式同士の関係の正確な把握のための基本概念となる。単義論的立場には様相論理的な Kratzer(1978)、山田(1990)や、認知論的な Sweetser(1990)が挙げられる。

多義論的な立場には Palmer(1986)等が挙げられる。この立場に特徴的なのはデオンティック、エピステミックなどの不連続的なカテゴリーの設定である。同カテゴリーはモダリティ形式の用法分類に指針を与えるものではあるが、結果的に一モダリティ形式の持つ複数の用法間に共通性を認めないことになっている。仁田(1991a)、益岡(1991)、森山(1988)などのモダリティ体系でも各種の不連続的なカテゴリーが設定されている。

本稿は単義論的立場に立ち、多義論的研究の所謂デオンティックカテゴリーに属する形式の一部を考察し、必然系と可能系という二分類を提案する。同分類は日本語においてあまり定着していないが、これは例えば英語の法助動詞とは対照的に、日本語では一つのモダリティ形式が複数のカテゴリーにまたがって用法を派生させていることがまれ<sup>(1)</sup>なため、カテゴリー内部の相対関係やカテゴリー間に一貫した概念の抽出へは関心が向かなかつたためと思われる。しかし上記の例が示すように、日本語のモダリティ形式の間にも、なんらかの関係があることは確かである。それは特に接続表現を内在させるという形態的特徴に着目したとき明らかになる。

条件接続表現の間の相対関係については、前田(1993)、緒方(1995)の研究がある。前田(1993)では、「～テモ」で表される文が、ト、タラ、バ、テハなどで表される条件文と区別され、比較分析されている。後者の接続表現群が「順接条件付け」を行なうのに対して、テモが「逆接条件付け」を行ないやすいという現象が挙げられており、これは、沼田(1986)の立場を受けた、取り立て助詞としてのハとモの意味に還元され説明されている。同様にハとモの双対関係に着目した緒方(1995)では、ハとモ及び条件文と譲歩文の反駁関係の平行性から、両者の関係を一つの原理から演繹的に説明できることを示している。本稿ではハの示す関係を含む言語形式と、モの示す関係を含む形式を対立的に捉える。そして条件接続表現の分析からモダリティ形式分析の傍証を得る。

### 3. 形態的・意味的論拠

本節では考察対象を、形態的特徴に従って、条件文的接続表現内在型と譲歩文的接続表現内在型に二分する。そして条件文は前件と後件の必然的關係を、譲歩文は可能な関係を表わすことを、ハとモの意味論を根拠に示す。また条件/譲歩文の相対関係と、モダリティ研究における必然/可能性の相対関係との平行性を証左として挙げる。

本稿の考察対象は皆「前件+接続表現+後件」という形態的特徴を持つ。そこで、前件を「p」、後件を「q」、pとqをそれぞれ肯定的表現と規定し、否定を「～」、条件文的接続形式を「⇒」、譲歩文的接続形式を「▽」と記号化し、各モダリティ形式を以下のように形式化する。

- |                       |               |
|-----------------------|---------------|
| (2) シテモイイ：p▽q         | (譲歩文的接続表現内在型) |
| シナクテモイイ：～p▽q          | ( .. )        |
| シテハイケナイ：p⇒～q          | (条件文的接続表現内在型) |
| シナクテハイケナイ：～p⇒～q       | ( .. )        |
| シタライイ/するトイイ/すれバイイ：p⇒q | ( .. )        |

次に条件文と譲歩文だが、両者はどのような関係にあるのだろうか。

(3) 君が抜けては/抜けたら/抜けると、困る。

(4) 君が抜けても、困る。

(3)では「困る」条件として「君が抜ける」ことが取り上げられている。同時に(3)は例えば「佐藤さんや山田さんが抜ける」場合には、「困らない」ことを含意しており、後件成

立に関して、前件以外の並列的要素は除外視されている。一方(4)で話者が「困る」のは、「君が抜ける」場合だけではない。むしろ「佐藤さんや山田さんが抜ける」場合も「君が抜ける」場合と同様に困るだろうことが分かる。このように条件文には前件を取り立て、取り立てた要素以外の他の並列的要素を排除する性質がある。また譲歩文には前件を、前件以外の並列的要素の存在を示唆しつつ、取り立てる性質がある<sup>(2)</sup>。条件文において、取り立てた要素(例えばP)以外の要素(r, s, t等)の排除、つまり(rやsではなく)PからQが導かれるというPの取り立て方は、Qに対するPの必然的関係の表われと考えることができる。同じく譲歩文において、取り立てた要素(P)以外の要素(r, s, t等)の存在の示唆、つまり(rでもsでもQと成立するが)PでもQと成立するというPの取り立て方は、PがQ成立の単なる一可能性であることを示し、PのQ成立への可能な関係を示していると考えられる。

以上、条件文的な前件と後件の関係付け方を必然的、譲歩文的な関係付け方を可能と特徴付けた。この対応は条件文/譲歩文の間関係と必然性/可能性の間関係の平行性からも妥当と思われる。必然性と可能性は様相論理の中心概念で、モダリティ分析において図1のように位置づけられてきた。山田(1990: 60, 61)をまとめて図に示す。一方緒方(1995)では条件文と譲歩文の様々な関係のあり方が示されているが、まとめると図2のようになる。なお反駁関係は「論理的矛盾を導きだすことと等価(同上: 165)」で特に双対性による反駁を強反駁(図1の矛盾)とし弱反駁(図1の反対)と区別する。

図1と図2は、それぞれ強反駁(矛盾)と弱反駁(反対)の関係を表しており、平行性を示す。従って考察対象は図3のように位置づけられる。

図3より「 $\Rightarrow$ 」を含む形式は必然系に、「 $\nabla$ 」を含む形式は可能系のモダリティに分類される。テハイケナイ、ナクテモイイなど否定表現を含む形式を否定型、ナクテハイケナイのように否定表現を二重に含む形式を二重否定型と名付け、表1にまとめる。

図1 デオンティックモダリティ

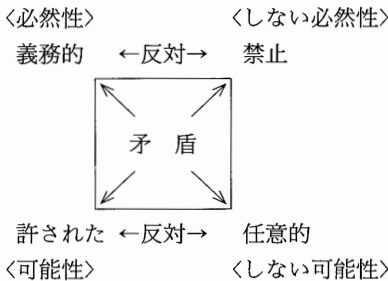


図2 条件文と譲歩文

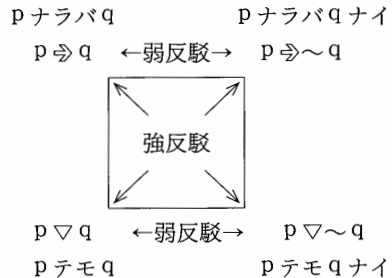


図3 接続表現を含むモダリティ形式の位置関係

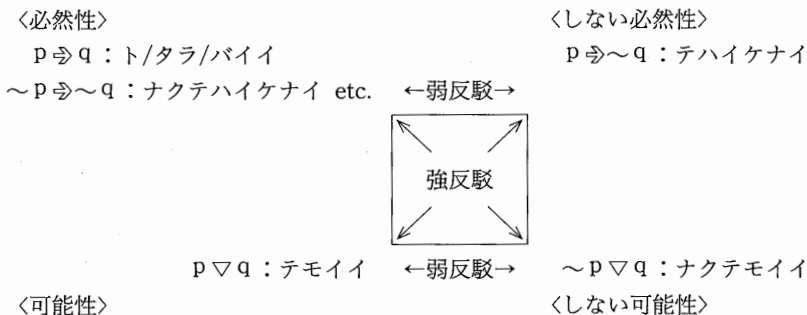


表1 接続表現を含むモダリティ形式の分類

	肯定型	否定型	二重否定型
必然系	バイイ、トイイ、 タライイ	テハイケナイ	ナクテハイケナイ、ナケレバイケナイ、 ネバイケナイ 等
可能系	テモイイ	ナクテモイイ	

#### 4. 語用論的論拠

本節では、必然系及び可能系というカテゴリーを設定する妥当性を語用論的に検証する。一つには、モダリティ形式の各種用法が任意にはなく、各々特定の条件下で派生していることを示すことにより、用法派生を語彙の意味と使用条件という観点から動機づける単義論的観点の妥当性を示す。同一使用条件下で各モダリティ形式の用法を比較すると、各用法の類似点と相違点を明らかにすることができる。そこでもう一つには、その類似性及び相違が、必然系及び可能系というカテゴリーを用いると、統一的に説明できることを示し、両カテゴリーの有用性を示す。

ここで、使用条件について説明するが、本稿では必然系と可能系の二分類を意義付けることが目的なので、例証のための必要最小限に留める。使用条件とは、当該のモダリティ形式が用いられている文脈のことで、具体的には当該事態が自己制御性の有るものと捉えられているかどうか、事態を制御するのは誰と考えられているかが重要である。

- (5) 私が行く。(自己制御性があり、制御者は話者と見なされる事態)
- (6) 君が行く！(自己制御性があり、制御者は聞き手と見なされる事態)
- (7) 足が痛む。(自己制御性がないと見なされる事態)

(5)(6)の「自己制御性がある」とは、「行く」ことが、自らの意志によってその成立を制御できると見なされる文脈に出現していることを示す。事態に自己制御性があるとされる文脈では、その制御者に向かって事態成立を働き掛けることが可能である。制御者が

話者自身であれば「自ら制御可能な事態」を本人が取り上げる図式となり、発話は本人の行為実行の「意向」を示すという効果を持つことができる。また制御者が聞き手であれば「聞き手の意志に委ねられている事態」が、他人であるところの話者により取り上げられる図式となり、発話には聞き手に行為実行を促すという命令的な効果が期待できる。一方、事態を制御できないと見なしやすい文脈としては、「感じる」、「痛む」等の感情や生理現象、「地震が起こる」等の自然現象、「見つかる」、「出会う」等の偶然の出来事、「笑われる」など、被る側から捉えられた事態などを扱う場合がある<sup>(3)</sup>。(7)は「足の痛む」状態の記述という性格を持つ。では、各文脈において期待できるこのような発話効果は、それぞれのモダリティ形式の出現によって、どのように限定されるのだろうか。

#### 4.1 <必然系>のモダリティ形式

必然系のモダリティ形式は、上に見た「意向」等の発話効果を損なわない。これは例えば当該事態を、単に実行可能なものとして取り上げる態度と、(実行可能性を踏まえて)実行の必然的なものとして取り上げる態度が、多く重なるものだからであろう。

##### 4.1.1 ナクテハイケナイ

ここではナクテハイケナイに代表される「 $\sim P \Rightarrow \sim Q$ 」という構造を持つモダリティ形式の用法を見る。

(8) 罪の有無、老幼いずれを問わず、われわれ全員が過去を引受けねばなりません。

(荒れ野)

(9) あそこへは是非君が行かなくてはいけない。

(10) 一昨日投函したから今頃手紙はもう届いていなければならぬ。

(8)で「過去を引受ける」ことは制御可能と捉えられ、制御者は話者を含む複数主体である。ネバナラナイは事態成立の必然性を示す。発話は、事態の持つ「意向」表明の効果を損なうことなく、演説という使用状況の中で決意を宣言する用法となっている。(9)で「行く」行為の制御者は聞き手であり、行為遂行の必然性を取り上げるのは話者である。話者が聞き手に行為遂行を促す効果は、ナクテハイケナイによって損なわれることなく、発話は命令的な用法を担う。

一方(10)で「手紙がもう届いている」ことは制御可能なこととは捉えられていない。記述的な効果は(7)同様(10)にも窺われるが、ただ(10)の事態は、(7)のように現実に確実なものとしてではなく、話者の頭の中で必然的なものとして位置づけられている点が異なる。これは論理的必然性を表す用法と呼ばれる。さらに(10)は(8)(9)と次の点で異なる。(8)(9)は判断者指向であり<sup>(4)</sup>、実際に何かに影響を及ぼすことが期待でき、現実世界指向である。対照的に(10)は話者指向で、現実世界への影響を期待できず、話者の思考内世界指向である。これは、自己制御性の有無という異なる文脈において、必然性が解釈された結果と考えれば、一つのモダリティ形式に多義を認める必要はない。

##### 4.1.2 トイイ、タライイ、パイイ

ここでは「 $P \Rightarrow Q$ 」という構造を持つモダリティ形式トイイ、パイイ、タライイを見

る。図3で「 $P \Rightarrow Q$ 」と「 $\sim P \Rightarrow \sim Q$ 」は同等に位置付けられた。両者は共に事態の持つ効果を損なわないが、語用論的には必ずしも同じではない。以下に具体例を見る。

(11) おかねがご入用なら、何か別のものを提供されるとよい。(ガリレイ 28)

事態の制御者が聞き手の時、行為実行を促す効果は損なわれず、命令的な用法が派生する。この用法は「提供されればよい/されたらよい」でも同様に期待できる。

(12) 若い人たちに、カネとモノにとらわれない生き方にふれて欲しい、と願ってはいるが、学校作りの話を聞いた人の多くは「いくらおカネを払えばいいか」とたずねるといふ。(朝日新聞87.3.5)

(12)で「払う」のは「」内の言葉の発話者である。バイイは行為遂行の必然性を示す。図式としては、制御者自らによる事態成立の必然性提示となる。そこへ、質問文という性質が加わる。そのため発話は発話者の意向を述べるのではなく、「いくら」払うのかという点に関して、相手、つまり判断者の意向を問う表現となっている。

さて、自己制御性の認められない文脈で「 $P \Rightarrow Q$ 」系のモダリティ形式は、事態成立を望ましいことと提示する願望用法を派生させる。(13)は「時がたたない」、「夏が終わらない」事態を述べ立てているが、それは現実のこととしてではなく、話者個人にとって必然的な事態、つまりそうであって欲しい事態として提示される。

(13) このまま時間がたたなければいいのに、夏が終わらないといいのに。

(11)(12)が、判断者・現実世界指向なのに対して、(13)が話者・思考内世界指向である点は「 $P \Rightarrow Q$ 」形式も「 $\sim P \Rightarrow \sim Q$ 」形式も同様である。

#### 4.1.3 テハイケナイ

テハイケナイに代表される「 $P \Rightarrow \sim Q$ 」の構造を持つモダリティ形式は、ある事態の成立ではなく、不成立を必然的なものとして取り上げる。この点を除けばその他の必然系のモダリティ形式と同様の用法を担う。

(14) 「我々は戦争が不可避であるという考えに慣れてはいけぬ。(朝日新聞91.2.28)

(15) 「絶対に、知らない人の誘いにのってはいけぬ」とわが子に言い聞かせる。

(朝日新聞88.12.17)

(14)ではある考えに「慣れない」ことへの意向表出であり、(15)は誘いに「のらない」ことへの命令、つまり禁止表現である。

(16) こうもデマが広まってしまてはいけぬ。

(16)からは「デマが広まってしまつた」という動かしがたい(制御できない)事態を前に、「仕方がない」あるいは「他にどうしようもない」という話者の認識が窺われる。当該事態のその他のあり様を除外し、且つ事態を肯定的には評価するので、事態の不可変性に対する否定的見解と言えよう。

#### 4.2 〈可能系〉のモダリティ形式

〈可能系〉のモダリティ形式は、例えば  $r$  や  $s$  から  $q$  が導けるのと同様に「 $P$ から $Q$ が導かれる」という関係を表す。当該事態はあくまでも可能性の一つと表示される。そ

れ故当該事態に対する心的態度は、当該事態と同列のその他の可能性への同様の心的態度が含意されることにより、限定を受ける。

話者が制御者の場合、事態実行への「意向」は、その他の事態実行への意向が含意されることにより、限定を受け、当該事態だけに固執する姿勢が窺われなくなる。聞き手が制御者の場合、行為促進の対象となる事態は、可能性の一つと提示されることにより、最終的な実行判断は聞き手に委ねられることになる。それゆえ当該事態の実行を単に促すのではなく、可能性の一つとして認めるという側面が出てくる。自己制御性のない事態に対しては、単にその事態が成立する可能性を提示する用法が派生される。

#### 4.2.1 テモイ

ここでは「P▽Q」系の形式を扱う。まず、聞き手が事態の制御者の場合を見る。(17)では、話者の部屋で「聞き手が寝る」可能性が話者により取り上げられている。「促し」効果が、「寝る」可能性と「寝ない」可能性とに分配されることにより、発話は命令的な性格から許可の付与という性格へ移っている。

(17) そのソファに座ってて、寝ててもいいわ。(N.P54)

話者が制御者の場合テモイは、自分にとって制御可能な事柄を実行可能だと特徴付ける。結果的に発話は行為実行への準備があること、つまり意向を示すことになる。

(18) 買い物？私が行ってもいいわよ。

(18)で話者は「買い物に行く」ことに固執してはいない。「行かない」ことも「行くこと」同様に選択肢として意識されている。テモイはあくまでも可能性の一つとして事態を提示する。同じ意向表示でも他の選択肢を許さない必然系とはこの点が異なる。

一方自己制御性のない事態と共起する場合は、発話は可能と呼べる用法を担う。

(19) ワイン通の彼なら、この銘柄を知っていてもいい。

(19)では「彼がこの銘柄を知っている」ことが、可能なことからの一つとして提示されている。(17)(18)が判断者・現実世界指向なのに対して、(19)が話者・思考内世界指向であるという現象は必然系と同様に可能系のモダリティ形式でも観察される。

#### 4.2.2 ナクテモイ

ナクテモイは「～P▽Q」系の形式で、基本的に「P▽Q」系の形式と同様の用法を派生させる。ただ当該事態が肯定的ではなく否定的に表現されている点が異なる。

(20) ここは立ち入り禁止にしなくてもいい。

(20)では「立ち入り行禁止にする」可能性も排除しないものの、「立ち入り禁止にしない」という選択肢の方を取り上げるという態度が、当該事態の不成立を許可する用法を導いている。(20)も「生徒をとらない」ことへの意向表出となる。

(21) そうなったら生徒はとらなくてもいい。(ガリレイ16)

事態に自己制御性のない文脈では、(19)同様に可能性を表す用法が派生する。

(22) 被害者の知人の犯行だとしたら、何もあやしい人物は目撃されていなくてもいいということだ。

表2 必然系と可能系のモダリティ形式の用法派生状況

	必然系：当該事態以外を排除	可能系：当該事態以外も含意
自己制御 性有	意向(8)、(12)、(14)	意向(18)、(21)
	命令(9)、(11)、(15)	許可(17)、(20)
自己制御 性無	論理的必然(10) 願望(13) 不可変性の否定的評価(16)	可能性(19)、(22)

## 5. まとめ

本稿では、考察対象の形態的特徴に着目して、必然系と可能系のモダリティという二つのカテゴリーを提案した。カテゴリー化はモダリティ形式間の相対関係を把握しやすくし、各モダリティ形式の用法派生を体系的に説明することを可能にする。最後に必然系と可能系別にモダリティ形式の用法派生状況を表2にまとめ、例文の番号を示す。今後、本稿での考察対象以外のモダリティ形式と、必然系及び可能系というカテゴリーとの関連について考察を重ねていきたい。

### 注

- (1) 4節で見るように、一つのモダリティ形式が所謂デオンティックとエピステミックの両カテゴリーにまたがって用法を派生させている現象は日本語でもある。しかしこの現象は様々な条件が整ってはじめて成り立つもので、当該形式の所謂典型的な用法とは見做されず、あまり着目されてこなかった。
- (2) 詳細は前田(1993)を参照されたい。
- (3) 動きの発生・成立と主体という問題に関しては森山(1988)に、またヴォイス的表現と自己制御性の問題に関しては仁田(1991b)に詳しい。
- (4) 判断者指向とは、森山(1988:239)というプロポジションの把握主体が遷移する心的態度のこと、話者指向とは遷移しない心的態度のことである。遷移とは、(12)のように通常質問文化することにより把握主体が話者から話相手に移行することをさす。

### 引用文献

- 緒方典裕 1995 「助詞「は・も」の条件文意味論」『上智大学言語学会会報』10 上智言語学会
- 仁田義雄 1991a 『日本語のモダリティと人称』 ひつじ書房
- 1991b 『ヴォイス的表現と自己制御性』『日本語のヴォイスと他動性』 仁田義雄編 くろしお出版
- 沼田善子 1986 「とりたてて詞」『いわゆる日本語助詞の研究』 凡人社
- 前田直子 1993 「逆接条件文「～ても」をめぐって」『日本語の条件表現』 益岡隆志編 くろしお出版
- 益岡隆志 1991 『モダリティの文法』 くろしお出版
- 森山卓郎 1988 『日本語動詞述語文の研究』 明治書院
- 山田小枝 1990 『モダリティ』 同社
- Kratzer, A. 1978. *Semantik der Rede*. Frankfurt/M.
- Palmer, F. R. 1986. *Mood and Modality*. Cambridge.



Sweetzer, E. 1990. *From etymology to pragmatics*. Cambridge.

用例出典

朝日：『朝日新聞－天声人語・社説1985-1989』日外アソシエーツ発行，荒れ野：『荒れ野の40年－ヴァイツェッカー大統領演説－』Richard v. W. 永井清彦訳 岩波ブックレット No.55，ガリレイ：『ガリレイの生涯』Bertolt Brecht. 岩淵達治訳 岩波書店 1979, N. P:『N.P』吉本ばなな 角川文庫1990

(たむら なおこ 筑波大学大学院 博士課程文芸・言語研究科 応用言語学)